

「スターセーフ規定」の改定について

下記の通り「スターセーフ規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきますのでよろしくお願いいたします。

1. 改定日

2020年10月12日（月）

2. 改定内容

新旧対照表		
スターセーフ規定		
新	旧	備考
<p>第1条（スターセーフ取引）</p> <p>1. スターセーフ取引（以下「本取引」といいます。）とは、キャッシュカードのスキミング等による引き出し被害から利用者の預金の一定額を守るため、利用者からのお申し出により次条に定めるブロック金額を設定することを内容とする取引をいいます。</p> <p>2. 本取引の開始時は、利用者のお申し込みを当行が受け付けし、所定の手続きを完了した時点とします。</p> <p>第2条（ブロック金額の設定のお申し込み等）</p> <p>1. ブロック金額とは、ATM等やキャッシュカードを使用した預金の払い戻し等を制限することになる預金残高の基準額として利用者が指定する金額をいいます。なお、ATM等とは、現金自動預金機、現金自動払出機、自動振込機およびそれらの機能のいくつかを兼ね備えた機械のうち、当行および当行が提携した金融機関等のものをいいます。</p> <p>2. 本取引の利用のお申し込みにあたっては、当行所定の方法による利用者からのお申し出が必要と</p>	<p>第1条 スターセーフ取引</p> <p>1. 本申込書により申し出ることにより提供する、次条に定めるブロック金額を設定するサービス（以下「本取引」といいます）をスターセーフといいます。</p> <p>2. 本取引の開始時は、お客さまの申し込みを当行が受け付けし、所定の手続きを完了した時点とします。</p> <p>第2条 ブロック金額</p> <p>1. 本取引の申し込みにあたっては、当行所定の方法によるお客さまからのお申出が必要となり</p>	<p>全文サービス内容を明確化</p>

<p>なります。なお、お申し出にあたっては、ご本人確認のために利用者から当行所定の追加書類をいただくことがあります。</p> <p>3. 本取引の開始後は、現在残高にかかわらず、ATM等からの払い戻しおよび振込、ならびにデビットカード取引については、当該各取引の前の預金残高から当該各取引の取引金額および当該各取引手数料を合算した金額を控除した後の預金残高がブロック金額を下回ることになる取引はできません。</p> <p>4. 前項にかかわらず、口座振替、店頭でのご出金、インターネット取引などのお取引はご利用いただけます。</p> <p>5. 現在残高がブロック金額以下のときに入金手数料が必要となるATM等からの入金を行った場合は、ATM等からの入金はできませんが手数料を引き落とします。</p> <p>6. ブロック金額を変更(増額・減額)する場合および本取引を解除する場合は、当行所定の方法による利用者からのお申し出が必要になります。</p> <p>第3条 (届出事項の変更) 利用者の住所・氏名その他の届出事項に変更があったときは、利用者は直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。この届出の前に利用者が生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>第4条 (本規定の変更) この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法に</p>	<p>ます。</p> <p>2. お申し出にあたっては、ご本人確認のためにお客さまから当行所定の追加書類をいただくことがあります。</p> <p>3. お申し出により本取引開始後は、現在残高にかかわらず、ATMからの出金、振込、デビット取引については、登録金額を下回ることになる払い出しはできません。ATMからの振込については、振込手数料を含めた取引後残高が登録金額を下回ることになる振込はできません。</p> <p>4. 前項にかかわらず、口座振替、店頭でのご出金、インターネットバンキングなどのお取引はご利用いただけます。</p> <p>5. また、現在残高がお申出の登録金額以下の時にATM入金手数料が必要な入金を行った場合は、ATMからの入金はできませんが手数料を引き落とします。</p> <p>6. 本取引を解約する場合は、当行所定の依頼書を提出するものとします。</p> <p>第3条 届出事項の変更 住所・氏名等の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>第4条 本規定の改定 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の</p>	
---	--	--

<p>より周知します。</p> <p>以上</p> <p>当行所定の方法による利用者からのお申し出 2020年10月12日</p> <p>スターセーフ規定第2条第2項および第6項で定める当行所定の方法は、下記のとおりとなります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>利用者は以下の「お申し出方法」欄に記載の方法により、「対象事項」欄に記載の事項をお申し出いただくことができます。</p>	<p>方法により周知します。</p> <p>以上</p> <p>所定事項</p> <p>2020年4月1日</p> <p>スターセーフ規定上の当行の定める所定事項は、以下のとおりとなります。</p> <p>条項 内容 第2条 ブロック金額</p> <p>1. 「当行所定のお申出」 (1) お客さまは、お取引の印鑑・本人確認書類をお持ちのうえ、当行本支店にご来店頂きますと、金額設定・変更（増額・減額）・解除をお申し込みいただけます。 (2) テレホンバンク、インターネットバンキング（東京スターダイレクト）では、金額設定・変更（増額のみ）をお申し込みいただけます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>テレホンバンク取引の対象項目にブロック金額の減額、および取引の解除を追加</p> <p>インターネット取引の対象項目にブロック金額の減額を追加</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">お申し出方法</th> <th style="width: 50%;">対象事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行本支店窓口 お取引の印鑑・本人確認書類をお持ちください。</td> <td>取引の申し込み、ブロック金額の変更（増額・減額）、取引の解除</td> </tr> <tr> <td>テレホンバンク取引</td> <td>取引の申し込み、ブロック金額の変更（増額・減額）、取引の解除</td> </tr> <tr> <td>インターネット取引 （東京スターダイレクト）</td> <td>取引の申し込み、ブロック金額の変更（増額・減額）</td> </tr> </tbody> </table>	お申し出方法	対象事項	当行本支店窓口 お取引の印鑑・本人確認書類をお持ちください。	取引の申し込み、ブロック金額の変更（増額・減額）、取引の解除	テレホンバンク取引	取引の申し込み、ブロック金額の変更（増額・減額）、取引の解除	インターネット取引 （東京スターダイレクト）	取引の申し込み、ブロック金額の変更（増額・減額）	<p style="text-align: right;">以上</p>	
お申し出方法	対象事項									
当行本支店窓口 お取引の印鑑・本人確認書類をお持ちください。	取引の申し込み、ブロック金額の変更（増額・減額）、取引の解除									
テレホンバンク取引	取引の申し込み、ブロック金額の変更（増額・減額）、取引の解除									
インターネット取引 （東京スターダイレクト）	取引の申し込み、ブロック金額の変更（増額・減額）									
<p style="text-align: right;">以上</p>										

以上